

## 背景

### ● 船員法第111条

目的：船員法事務の円滑な運用の確保  
→ 船舶所有者・船舶・船員の実態を把握

### ● 船員法施行規則 第73条



船舶所有者

毎年10月1日現在の  
事業状況



報告

毎年10月末日まで

大臣  
地方運輸局長

## 概要

報告

船舶間で重複  
する場合有り

追加

船舶に  
固有の情報

船名  
総トン数等

船舶番号

1隻ずつ明確に把握

情報の有効活用

結果

船員法事務をより一層的確に実施

111条報告の  
調査結果  
(今回船舶番号を追加)

船員労務監査  
データベース

・ 監査対象船舶の把握・船員労務監査の確実な実施



・ 船員の適切な労働環境の確保  
・ 船舶の航海の安全

スケジュール

公布：平成22年10月19日  
施行：平成22年10月19日(公布の日)